

別表（第5条関係）

番号	一般廃棄物処分業添付書類
1	(法人)・定款又は寄付行為 ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本） (個人) 住民票の写し（本籍地の記載があり、マイナンバーの記載のないもの）
2	申請者が法第7条第5項第4号の欠格要件に該当しない旨を記載した書類（申告書）
3	郵送及び申請人本人（法人の場合は役員及び使用人も含む）以外の者が申請書を提出する場合 (法人) 法人の印鑑登録証明書（代表者が記載されたもの） (個人) 申請人の印鑑登録証明書
4	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取図 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
5	申請者が上記4に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類
6	一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
8	施設の維持管理を行うに足りる技術的能力を証明する書類（処理施設技術管理者過程） ※8条該当施設のみ必要
9	滞納がないことの証明書（鹿児島市税）
10	(法人) 直前1年の各事業年度の決算書の写し (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) (個人) 資産に関する調書（資産証明書）、確定申告書の写し（ただし市県民税のみ申告の方は市県民税の申告書の控え（受付印の押印が有るもの）で可）
11	事業計画の概要を記載した書類（事業計画書）
12	その他市長が必要と認める書類 ※申請人本人（法人の場合は役員・使用人も含む）が、窓口で申請書類を提出する場合は、本人確認書類（運転免許証等の顔写真付き証明書）の提示（印鑑証明書を添付する場合は不要）。

	<p>※複数の一般廃棄物処理業許可申請を同時に行う場合で添付書類が重複する場合、一方の申請に原本又は写しを1部添付し、他方の申請に当該書類の添付を省略する旨を記載することで添付書類を省略することができる。</p>
--	--